

「農林水産部工事完成図書等の電子化処理業務実施要領」

1. 用語の定義

この実施要領において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「認定処理機関」とは、公募により認定された、農林水産部工事の完成図書の電子化処理または電子化された完成図書の確認・登録業務をおこなうものをいう。
2. 「工事完成図書等」とは、大分県農林水産部が管理する工事の完成図書をいう。
(2の表参照)
3. 「各種台帳類」とは、治山（森林整備を含む）、漁港、その他の台帳をいう。(2の表参照)
4. 「データ」とは、工事完成図書等及び各種台帳類をいう。
5. 「電子ファイル化」とは、データ整理、読み込み処理を行い、電子媒体に記録することをいう。
6. 「データベース」とは、ユーザーにより共有されるデータの集合体をいう。
7. 「登録」とは、データをデータベースサーバに検索条件を添付して入力することをいう。
8. 「電子化処理業務」とは、電子化ファイル化、データベースサーバへの登録業務、及びその登録したデータの管理業務をいう。
9. 「工事受注者等」とは、大分県が発注する工事の受注者をいう。
10. 「重要構造物」を以下のとおり参考明記するが、重要構造物を以下の物に限定するものではないので、各工事において必要と思われる構造物については、監督員の判断により隨時データベース化を行うこととする。
 - 圃場整備等・・・暗渠（二次製品、現場打ち含む）、橋梁（上部、下部、基礎工含む）、揚水機、取水施設（堰及びゲート等）、各種擁壁（既製品、現場打ち擁壁）
 - 農道整備等・・・暗渠（二次製品、現場打ち含む）、橋梁（上部、下部、基礎工含む）、トンネル、各種擁壁（既製品、現場打ち擁壁）、法面保護工（法枠工、アンカーワーク）、トンネル
 - 農地防災等・・・抑止杭、各種擁壁（既製品、現場打ち擁壁）、法面保護工（法枠工、アンカーワーク）
 - 灌漑排水、集落排水等
 - ・・・暗渠（二次製品、現場打ち含む）、橋梁（上部、下部、基礎工含む）、排水機、処理場、ゲート
 - ため池整備等・・・取水施設、洪水吐、樋門、橋梁（上部、下部、基礎工）
 - 治山事業・・・治山ダム（スリット含む=本堤、副堤、側壁、水叩）、橋梁、床固工、大型擁壁、排水工、アンカーワーク、落石防止柵（ストンガード以外）、杭工、集水井戸、井桁工、ロックボルトアンカー、利便施設（東屋、トイレ等）、防潮堤
 - 林道事業・・・橋梁、トンネル、現場打ちボックスカルバート、特殊法面工（抑止杭、永久アンカーワーク等採用工事）、大型擁壁（積プロック、重力式擁壁、プレキャストL型擁壁を除く）、利便施設（東屋、トイレ等）
 - 漁港事業・・・外郭施設（防波堤・護岸）、係留施設（物揚場・岸壁・船揚場）、輸送施設（道路・橋梁）、さらには水域施設（泊地・航路）も対象とする。

2. 業務の対象図書等

業務の対象図書は下表を標準とするが、事業毎に別途定めがある場合はこれを優先する。

	図 書 等
工 事	<ul style="list-style-type: none"> ● 設計書 <ul style="list-style-type: none"> ① 明細書以上 ● 図面（最終変更（精算）図面） <ul style="list-style-type: none"> ① 平面図、縦断図、横断図、標準断面図、側線図（地すべり工事） ② 重要構造物 <ul style="list-style-type: none"> ・一般構造図 ・配筋図、詳細図 ③ 施工管理図 ● 写真 <ul style="list-style-type: none"> ① 工事の着工前及び竣工後 ② 重要構造物 <ul style="list-style-type: none"> ・着工前、床堀完成時、竣工後、不可視部分（代表箇所） ・配筋図（施工時の上、中、下段の3枚程度）
各種台帳類	<ul style="list-style-type: none"> ● 治山（森林整備を含む）、漁港の現況図及び台帳

3. 業務の内容

(1) 工事完成図書等の電子ファイル化業務

上記2に基づき紙データを、抽出、整理した後、スキャニングし電子ファイル化し、付属1「電子媒体の作成」に従い整理する。

I) 図面：最大A0 カラー、白黒

ア：スキャニング

- ① ラスタデータ作成に使用するスキャナの分解能は0.1mm以内とし、精度は任意の2点間で0.2%以内とする。
- ② スキャニング作業は、図面の縮尺及び精度を確保するよう、貸与する図面を原寸にて直接読み取るものとし、原図の複製による読み込みは認めない。
- ③ スキャニング時の読み取り解像度は400dpi、
白 黒：TIFF(G4) モノクロ2値
カラー：PNG 256色

これに拠りがたい場合は、別途監督員と協議すること。

イ：正規化、幾何補正

- ① スキャニングしたデータは正規化（幾何補正）により歪みを補正する。
- ② 補正手法は、図郭四隅の4点及び図面中央の計5点以上のコントロールポイント（公共座標を付与する点）を選定し、三角形分割アフィン変換によってラスタデータ自体を補正するものを標準とする。

これに拠りがたい場合は、別途監督員と協議すること。

II) 写真：カラー 400dpi JPG,PDF

III) 文書：白黒、カラー 400dpi PDF

(2) 電子データにより作成された工事完成図書等の確認

受注者が電子データを作成し提出する場合は、認定処理機関はその電子データが大分県CALS/EC基準に適合していることを確認する。

(3) 工事の完成図書等の登録業務

上記(1)、(2)により作成または確認した電子データは、付属2「各種台帳、成果品、完成図書等の検索項目一覧表」に示す検索項目を付し、農林水産部工事情報データベース、治山統合管理システム、漁港総合管理システムに登録する。

(4) 各種台帳類とデータベースの管理業務

治山工事、漁港工事は、上記(3)で作成したデータベースを、治山台帳システム、漁港台帳管理システムに関連づける。

(5) G I S処理

治山工事は、工事情報に位置情報を付加する。

測地系は、世界測地系を使用し、工種に対応してポリゴンを作成、登録する。

なお工種については別途定めるものとする。

位置情報等の詳細事項は、監督員が別途指示する。

(6) 前各号の業務に係るデータの更新・修正、及び利用促進に関する業務

4. 電子化処理業務の費用について

この業務に要する標準的な費用は、電子ファイル化の種類別（工事受注者が電子データを自ら作成する場合、または認定処理機関がすべての作業をする場合）に別途、県が定め、提示することとするが、この業務に要する経費は必要最小限であり、営利を目的としたものではない。

(1) 3の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の業務に要する費用は、工事受注者等が認定処理機関に支払う。

(2) 3の(6)の業務は必要に応じ実施し、これに要する費用は、協議のうえ県が認定処理機関に支払うものとする。

5. 登録時期

工事等の検査終了後に速やかに行うこととする。

6. 登録場所

県庁内農林水産部工事情報データベースサーバ、治山統合管理システム、漁港総合管理システム

7. 登録業務

受付確認のために、認定処理機関は工事受注者等に対し、登録費用支払後に「受付証明書」を発行するものとする。

工事受注者等が、電子データを大分県建設CALS/EC基準により、作成し提出した場合は、認定処理機関はその電子データの適合性を確認した後、「受領済証明書」を発行するものとする。

8. 登録確認

認定処理機関は登録完了後、速やかに「登録済証」を各発注者に提出するものとする。

9. 特記仕様書

様式等、詳細は別途定める。

10. その他

電子化を依頼する者にその方法が分かるよう各認定処理機関はホームページに詳細な手順等を掲載すること。

参考資料（様式等）	電子ファイル化の流れ	別紙 1
	特記仕様書	別紙 2
	電子化処理業務申込み	様式 1
	電子化処理業務受理票	様式 2
	電子化処理受付証明書	様式 3
	電子化処理受領証明書	様式 4（登録のみの場合）

森林土木施設のデータベース化処理業務・治山事業の実施要領

1. 設計図面・工事写真関係でファイリングするもの

(1) 共通事項

- ・実施要領の「2. 業務の対象図書等」を原則とする

(2) 施設別事項

- ・治山ダム工事（スリット、本堤、副堤、側壁、水叩等）
詳細構造図（スリット詳細図含む）、側面図
上流、下流の写真及び堆砂敷の全景写真数枚
- ・流路工工事（護岸工を含む）
詳細構造図、側面図
上下流の写真（起点、終点：中間点数点）
- ・山腹工事
詳細平面・縦断図、緑化工構造図、法枠工構造図
植栽樹種・本数、植栽工標準図
- ・排水トンネル工事
観測機器設置の写真を数枚
- ・落石防止柵・網工事、アンカー工事、ロックアンカー（ボルト）工事
緊張写真数枚
- ・杭工事、集水井工事
観測機器設置の写真を数枚
- ・基礎処理工事
カーテングラウト、コンソリデーショングラウト等は施工状況写真数枚
- ・森林整備工事
本数調整伐（除伐）は、伐採率及びその根拠資料、植栽、補植については樹種及び成立本数に関する資料
- ・その他工事
監督員と別途協議し決定する。

2. 施工管理図表関係でファイリングするもの

- ・治山ダム工事（スリット、本堤、副堤、側壁、水叩）
- ・排水トンネル、杭、アンカー、集水井工事
計器類の観測データ記録管理資料

3. 位置情報をG I Sシステムに登録するもの

- ・治山事業施行位置情報（ダム工、土留工、水路工、地すべり工事抑止工等、治山台帳に工種を登載するもの）
- ・治山工事施工範囲（山腹工施工範囲、地すべり防止工事施工範囲、森林整備実施範囲）

付属1. 電子媒体の作成基準(農林水産部)

電子媒体の作成は、図1に示す基準により作成する。電子データは所定のフォルダに格納すること。

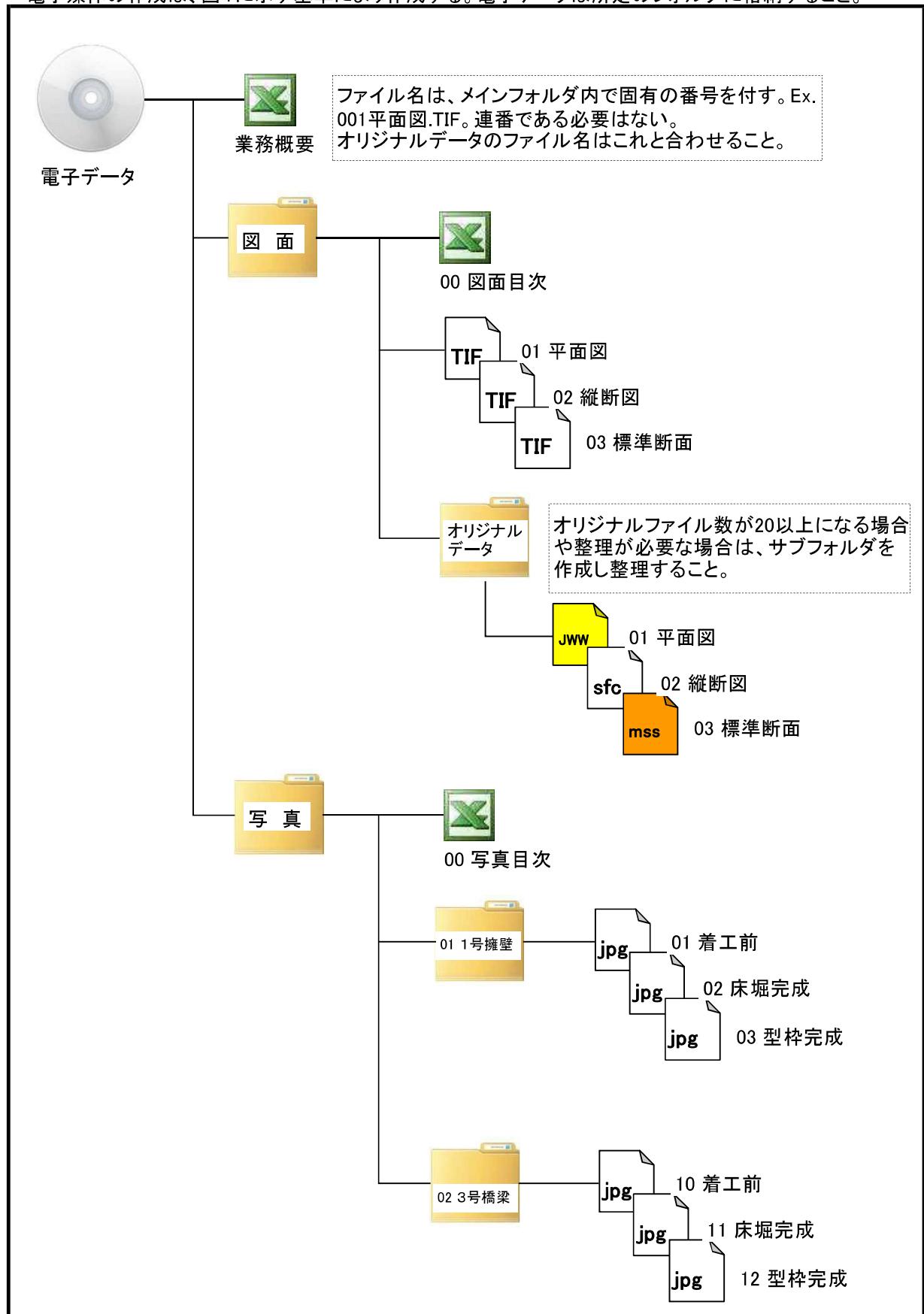


図1 電子媒体の格納場所

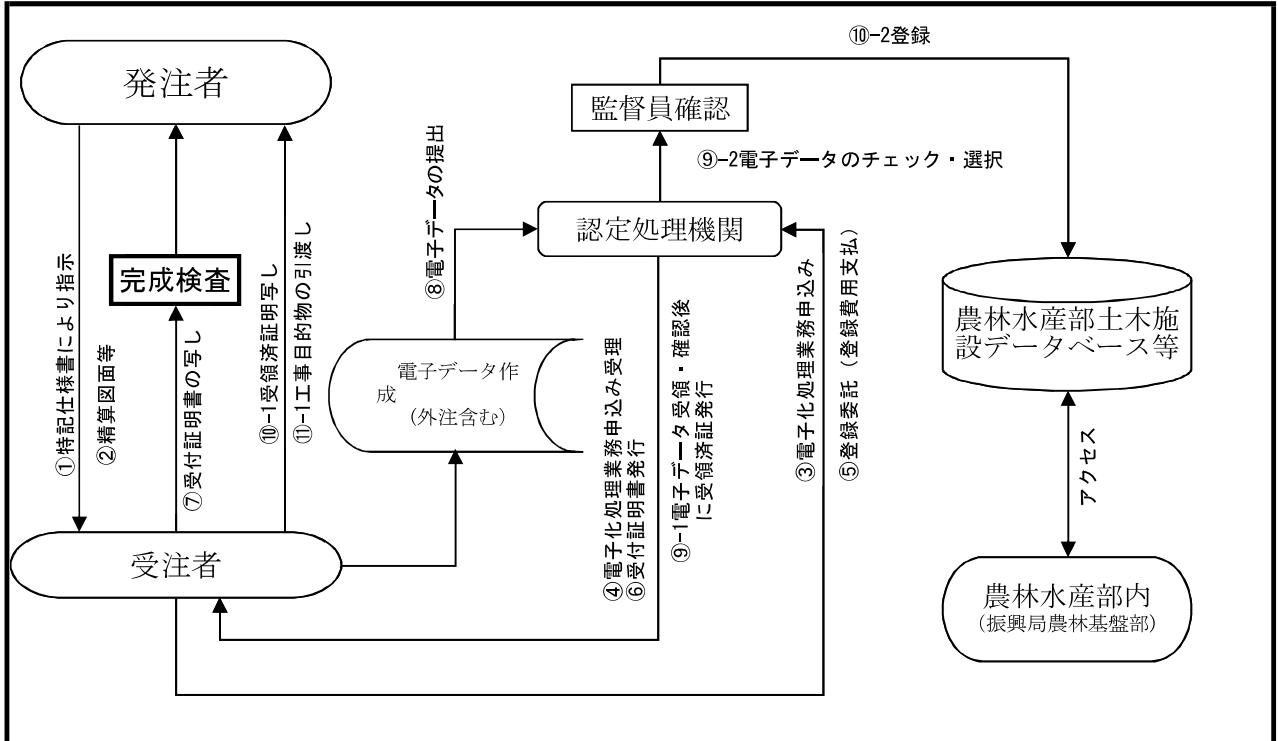
付属2. 各種台帳、成果品、完成図書等の検索項目一覧表（暫定、一部事業）

注1) 治山、地すべり、漁港台帳については、この他に台帳システムで使用する情報の入力を含む。(詳細は別途協議する。)

電子ファイル化の流れ

1. 受注者が自ら実施する場合 (CALS/EC対応) ※認定処理機関の作業は登録のみ

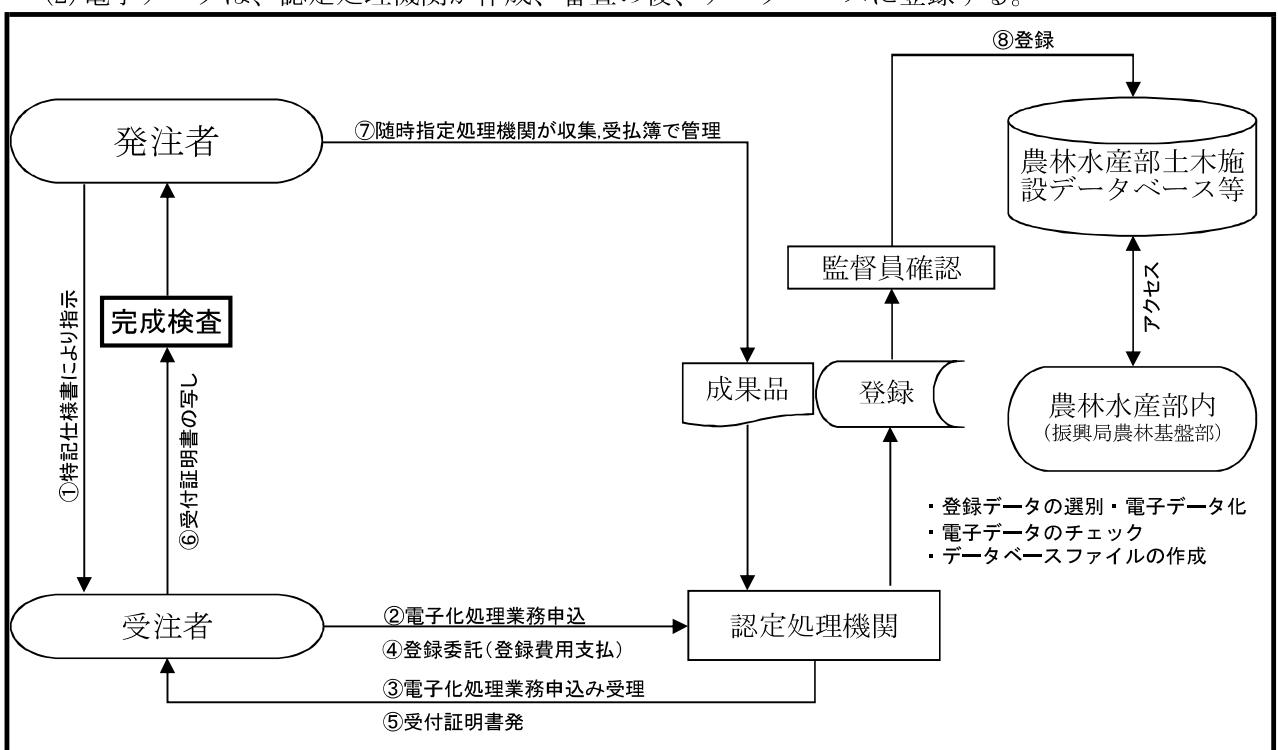
- (1)電子化は、県が示す仕様により受注者が実施する。
- (2)受注者は、認定処理機関にデータベース登録を依頼する。
- (3)完成検査までに登録受付証明書の写しを提出する。
- (4)発注者は受領済証の写しを受理後、工事目的物引渡し書を受理する。
- (5)電子データは、認定処理機関が審査の後、データベースに登録する。



2. 受注者が認定処理機関に代行させる場合

※認定処理機関の作業は電子化及び登録

- (1)完成検査までに受付証明書の写しを提出する。
- (2)電子データは、認定処理機関が作成、審査の後、データベースに登録する。



様式－3

受付証明書

* * * 第
平成 年 月 日 号

殿

(認定処理機関)

* * * * *

下記のとおり農林水産部工事完成図書等の電子化処理業務を受付しました。

1. 受付の種別

1. 登録

2. 電子化と登録

2. 工事・委託名等

3. 路線、河川、地区等の名称

4. 発注機関等名

5. 登録受付年月日

平成 年 月 日

様式－4

受 領 済 証 明 書

* * * 第 号
平成 年 月 日

殿

(認定処理機関)

* * * * * * * * * * * * *

下記のとおり農林水産部工事完成図書等電子化処理（農林水産部工事情報データベースサーバー等登録）に必要な工事データを受領しました。

1. 受付番号 _____

2. 工事・委託名等 _____

3. 発注機関等名 _____

4. 受理年月日 平成 年 月 日

※この様式は、受付種別（1. 登録）を指定した場合、電子データの確認、受領時に認定処理機関が発行する。